

放置自転車等売却

募 集 要 領

立川市産業まちづくり部交通企画課

立川市自転車等放置防止条例第9条に基づき、放置自転車等を売却します。

つきましては、「放置自転車等売却仕様書（別紙1）」に基づき、買取り業者を募集します。

1. 参加申し込み、現地案内及び質問事項について

（1）参加申し込み

「放置自転車等売却募集参加申込書（別紙2）」をメールで令和8年2月24日（火）午後5時までに立川市産業まちづくり部交通企画課へ送信してください。市からのメールの返信をもって受付とします。なお、この期間を過ぎた場合の受付は一切いたしません。

（2）現地案内

令和8年2月27日（金）に立川市砂川自転車等保管所（立川市砂川町5-16-1及び立川市砂川町5-20-2）にて現地案内を開催します。当日の午前10時までに立川市砂川自転車等保管所（立川市砂川町5-20-2）に、応募を予定している法人は必ず出席してください。この現地案内に出席しない法人の応募は受け付けません。

ただし、令和3年度から令和7年度までの5年度間において、本市の放置自転車等売却業務を請け負った実績がある法人については、現地案内の出席は必須ではありません。

（3）質問の受付

募集要領等の内容に関する質問については、令和8年3月4日（水）午後5時までに「質問票（別紙3）」をメールで立川市産業まちづくり部交通企画課へ送信してください。

なお、この期間を過ぎた場合の受付は一切いたしません。

（4）質問の回答

原則として、市のホームページで公表します。掲載の予定日は、令和8年3月6日（金）です。

2. 応募資格

以下すべての資格を満たしていれば申込みができます。

- ①東京都内又は隣接県に営業所を有する法人
- ②古物商の許可を受けているもの
- ③産業廃棄物収集運搬業の許可を受けているもの
- ④一般社団法人日本二輪車普及安全協会の会員であること

3. 応募手続について

（1）応募書類

「放置自転車等売却募集要領」、「放置自転車等売却仕様書」等の関係書類は、立川市のホームページからダウンロードすることができます。

（2）提出書類の提出期間及び提出先

募集参加希望の法人は、令和8年3月10日（火）及び11日（水）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除く）に、立川市産業まちづくり部交通企画課窓口（立川市泉町1156-9）において受付をします。受付は持参のみとし、郵送、Fax、E-mail等による受付及び提出期間を過ぎた場合の受付は一切いたしません。

応募の際には下記書類を提出してください。なお、提出部数は1部になります。

- ①放置自転車等買取り調書（別紙4）
- ②法人登記簿謄本（3ヶ月以内のもの）の原本又は写し
- ③古物商許可証の写し
- ④産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
- ⑤一般社団法人日本二輪車普及安全協会の会員であることが証明できる書類
- ⑥見積書（別紙5）

4. 応募に関する注意事項

- （1）応募書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合、また、記載すべき事項以外の記載があった場合は、無効とします。
- （2）提出書類に虚偽の記載があった場合は、無効とします。
- （3）提出書類は、理由の如何を問わず返却いたしません。
- （4）提出期限の過ぎた書類の変更は、一切認めません。
- （5）応募一法人につき、提出は一案とします。
- （6）応募に関する必要費用はすべて応募者の負担とします。
- （7）情報公開請求があった場合には、立川市情報公開条例の規定に基づき対応します。

5. 選定方法について

提出された書類を基に、担当課において買取り業者を決定します。

（1）選定基準

- ア. 見積書（別紙5）に記載された自転車等の1台あたりの買取り価格において、契約期間における売却予定台数の買取り総価格が最高の価格である者。
- イ. 各自治体における実績等を考慮。

（2）選定結果

決定された買取り業者のみ、令和8年3月13日（金）に連絡します。